

寒暖の差



毎年、確定申告が迫ると次第に暖かくなっていき、春が近づいているんだなあと感じます。

今年もそうでしたが、例年とちょっと様子が違いました。汗ばむ日もあった一方で雪が降った日もありました。シーズンオフだと思ってしまい込んだコートを再度引っ張り出すということが3回くらいありました。

ただでさえ季節の変わり目は体調を崩しやすいのに、これだけ寒暖差が激しいと余計に心配です。体調を崩してしまうと、ただの風邪なのか、それとも新型コロナなのかの検査を迫られますのでとても面倒くさそうです。幸いにもしばらく風邪症状は出ていませんので、引き続き体調管理を徹底していきたいと思います。

郵券

郵便切手のことです。訴訟提起をする際、訴状とともに印紙と郵便切手を裁判所に提出します。

手続きの種類や各裁判所の運用によって郵券の額が変わってきます。また、1円×〇枚、2円×〇枚…84円×〇枚というふうに、金額と枚数を指定されることもあります。

訴訟当事者に書類を送る際に使用され、足りなくなれば追加提出を求められます。訴訟終了時に余っていれば、返してもらえます。

相談者へ説明する際の工夫

しばしば、相談者から「こちらから訴えた方が有利だと思う。」と言われることがあります。ですが、そのようなことはありません。裁判は証拠が全てです。当事者間で争いのない事実については証拠は必要ありませんが、争いがある事実については証拠がないと訴訟に勝つことは難しいです。

仮に「こちらから訴えた方が有利」ということを徹底すると、原告が必ず勝訴することになります。このような勘違いを正すために、私はよく「私が〇〇さん（相談者）に100万円を貸したと主張して訴訟提起をしたら私が勝ってしまいますけど、それでよいですか？払ってもらえますか？」と説明すると、大抵納得してもらえます。

というように、相談者に説明をするとき、なるべく理解しやすい例え話をするように心がけています。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗
〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F
TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377
URL <http://mo-law.net/>
営業時間：9:00～18:00（平日）
土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介 大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業
平成18年 司法研修所入所
平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）
東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所
平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え
眞鍋・大関法律事務所 開設
平成28年 取手駅前法律事務所 開設